



都連青年部通信

部落解放同盟東京都連合会 青年部
2018年 7月号

雇用相談のお知らせ

◆日時:7月18日13:30

※緊急の場合はいつでも対応します。労働に係る生活相談等
お困りごとがありましたら気軽に
相談ください!!

◆内容:国と都の専任の担当者が
仕事探しの手伝いを
します。

- ①就職や仕事探しのサポート
- ②職業訓練や非正規から正規への
キャリア・アップの相談
- ③失業・求職時の居住や生活費
などの生活相談・支援
- ◆費用:無料
- ◆問い合わせは各支部へ!

6月 取り組み

- ◆6月8日(金)第75期第1回中央青年運動部会議
- ◆6月17日(日)12:00~『都連青年部 BBQ 大会』仮奥戸集会所
- ◆6月24日(日)10:00~『狭山現地調査 2018』狭山市

今後の予定

- ◆7月20日(金)18:00~『青年部学習交流会』解放会館
- ◆7月22日(日)10:30~『反差別青年交流会 第4回座談会』中野商工会館3階大会議室
- ◆8月18日・19日『全国高校生・青年集会』兵庫県神戸市
- ◆9月2日(日)『狭山共闘青年交流会・弾左衛門フィールドワーク』解放会館(予定)

7月交流会

日時:7月20日(金)

18:00~

場所:東京解放会館

学習:近藤書記長

テーマ:被差別部落の所在

地の公表・非公表を考える



都連 HP QR
青年部通信のバックナンバー
が見れますよ~

問い合わせ

〒111-0024

台東区今戸 2-8-5 東京解放会館内

Mail:moyu.k@blt-tokyo.net

TEL 03-3874-7311

担当:岸本

— 都連青年部 BBQ 交流会 —

6月17日(日)、昨年に引き続き、葛飾支部にて BBQ を行ない美味しいお肉を食べながら交流しました！
梅雨まっただなか……空模様が心配されましたが、参加者の日頃の行ないのおかげか雨に降られる事なく
楽しく過ごせました。共闘や葛飾支部の青年が多数参加してくれて総勢35名と大盛況！それでも、お土産
に持ち帰るほどの、お肉を差し入れて用意して下さい、葛飾支部、芝浦と場労組の皆様には本当に感謝
です。綺麗なさしが入ったお肉！とろけました！お酒もすすみ、話もはずみます！共闘や葛飾支部の青年
から、普段の活動や職場の事、自分の想いを語っていただき、繋がって行くことで刺激を与え合ったり、考
えを共有していけることの大切さを改めて感じました！こうした交流の機会を今後も作っていきたいと思いま
す♪今回参加出来なかった皆さんも、次の機会はぜひ遊びに来てください！



焼きそばに白米！食いしん坊にはたまり
ません！鉄板で焼く焼きそばは格別！お
肉と白米最高のコンビネーションです！

たくさんのおともも
参加してくれました！
スイカ割りを楽しむ子ど
もを見て癒されました！
子どもの笑顔は宝です！



先輩の話に真剣に耳を傾けます
学びたい！知りたい！の姿勢に
真面目だな～と感心しました
都連青年部も、たくさん学んで
行きましょう！！

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例(仮称)

東京都総務局が出した条例案の概要が発表されました。

内容は、①自分らしく生き、個性を尊重し、認め合う共生社会②多様性が尊重される国際都市・東京 2020 大会を契機に①②を実現し、国内外に発信する。として3本の柱で構成されています。

柱1. オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

柱2. 多様な性の理解の推進

柱3. 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

この概要では、基本理念であらゆる差別の撤廃としながら、具体的には性的マイノリティと本邦外出身者の2つの対策しかなく、他の人権課題が重要でないと誤解を招く恐れがあります。

被差別マイノリティ当事者の声が反映され、有意義で実行性のある条例にするため、要望書の提出やパブリックコメントへの取組みを行ないました。要望している内容は以下6点になります。

①あらゆる差別を対象とする

②国際オリンピック憲章に掲げられている「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的出身、財産、その他の身分などの理由によるいかなる種類の差別」や人種差別撤廃条約や障害者権利条約で明記されている「民族的もしくは種族的出身、出生、年齢、障害」に基づく差別を条例に明記する

③部落差別の解消を推進する法律を踏まえ、解決すべき人権課題に部落差別があると明記する

④「不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」の対象を被差別マイノリティ全体とする

⑤「複合差別」の解消の推進及び啓発・教育の推進も条例に規定する

⑥条例の制定には、被差別当事者から意見を聞く場を必ず設ける

より、実行性のある条例にするには、これらの要望にプラスして「基本計画」の制定が必要になります

①教育・啓発の推進②人権相談と救済措置の体制確立③定期的な実態調査の実地④被差別当事者の活動支援対策の確立⑤差別扇動など差別主義に基づく活動等に対して「犯罪」とであると規定し罰則規定を含む規制措置を盛り込む⑥個人権課題ごとの対策を講じる



5月11日に小池都知事より条例のポイントが発表されました。

マスコミの見出しは「LGBTへの理解やヘイトスピーチ対策を盛り込んだ条例」などが多く、条例の理念である「あらゆる差別」は陰に隠れてしまいました。

◆自治体における同和行政に関するアンケート集計結果

を2016年6月（一社）部落解放・人権研究所が発表しました。

実地期間：2017年7月～2018年1月
回答状況：全体1401/1788

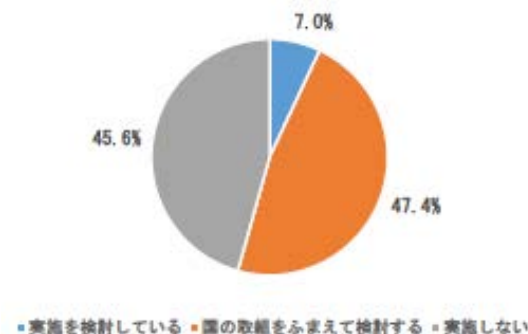
（回答率78.4%）

◎部落差別にかかわる条例制定または既存条例の改正を…

「検討している」4.1%（57自治体）

「検討していない」95.9%

◎部落差別にかかわる実態調査について「実施しない」45.6%



◎法施行の周知方法について「周知する予定はない」34.5%

法律も条例も、国や行政に任せているだけでは、ダメなんです。
「私たちの声を聞け」と被差別マイノリティ当事者が訴え続けることが大切なのだと思います。

冤罪者の闘いと生活を描く「獄友」荒川上映会

映画「獄友」上映会が部落解放荒川区民共闘会議の主催で6月21日(木)、ムーブ町田にて行なわれました。布川事件の杉山さん、桜井さん。足利事件の菅家さん。今も再審を求め続けている狭山事件の石川さん。そして6月11日、東京高裁が再審請求を認めないという不当な判断を下した、袴田事件の袴田さん。権力によって殺人犯にでっち上げられ、人生のほとんどを獄中で過ごした彼らの闘いと生活、それでも、「不運だったけど不幸でない」という獄友を支える女性たちの強さと優しさも描かれています。

上映後に金監督は、作品を撮るきっかけや、獄友への想いを語ってくれました。多くの人が「獄友」を観ることで、冤罪とは何か？考えるきっかけになりました。今後も各地で自主上映などが企画されています。まだご覧になっていない方はぜひ、ご覧になってみて下さい。



『脅迫状は99.9%別人』の筆跡鑑定！ 狭山事件の再審を求める

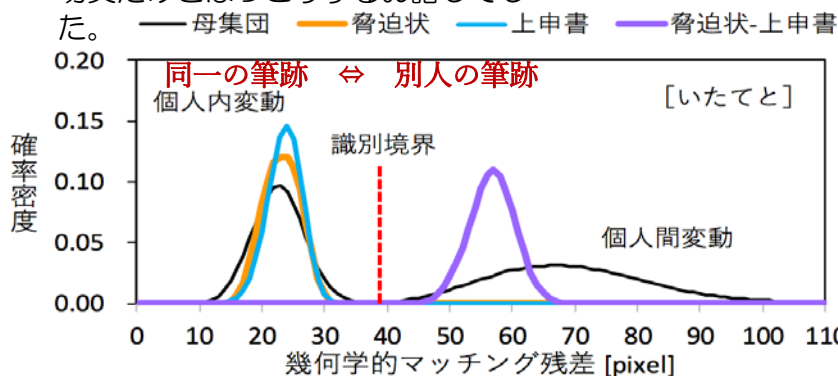
狭山事件の再審を求める墨田集会在
部落解放墨田区民共闘会議の主催で **6.22 墨田集会**
6月22日、墨田区社会福祉会館にて開催されました。

「新鑑定証拠で狭山が動く！動かそう！」をテーマに、福江鑑定を中心に、別人の字を重ねた筆跡鑑定実験や河村弁護士からの解説が行なわれました。「文字」を図形として捉えて統計的に数値化し比較する福江鑑定では、全ての処理をコンピューターが行なうので、正確で客観性の高い結果が出ます。

左のグラフから分ること…

同一の筆跡だと、識別境界の左に山が表れる。なので、脅迫状と上申書をそれぞれ個別に鑑定したものは、同じ人物の筆跡だと分ります。逆に識別境界より右に山が表れると、別人の筆跡となるので、脅迫状と上申書が別人の筆跡と分ります。

識別境界に交わりがないほど、精度が高くなるので、99.9%他人の筆跡となります。



—2018 狭山差別事件糾弾現地調査—

東京清掃労働組合主催で6月24日(日)、狭山現地調査が行なわれました。今年で22回目の現地調査、参加者からは、狭山の景色がどんなに変わろうと、石川さんの無実是不変わる。部落差別に基づく冤罪事件であること、権力の暴走は人生を変えてしまう。現調の参加が目的ではなく、自分が感じる「狭山」をきちんと伝えていきたいと、参加者からの感想がありました。

再審開始への想い、字を学んでいった経緯、負けられない闘いを55年されている石川さんの気持ちが伝わりました。そして早智子さんへの感謝の言葉も素敵でした。



都連・松島副委員長から『ひとり一人の「狭山」』と題しての講演。狭山事件と出会った時の話し、根っこにある部落差別について熱く語られました。狭山事件は差別事件です。そこが大事です。



55年の時間が経過し、様変わりした現地でも、自白の矛盾点がはっきり分ります。裁判官の事実調べの重要性を改めて確認しました。

袴田巖さんは無実だ！ただちに再審を開始しろ！ ～～ 袴田事件の不当決定に抗議！ ～～

袴田事件とは、1966年6月30日に静岡県で発生し、一家4人が犠牲になった強盗殺人放火事件です。警察は、近くの味噌製造工場で住み込みで働いていた袴田巖さん(当時30歳)を逮捕しました。アリバイがなかったこと、たまたま指をけがしていたこと、元プロボクサーということで「あいつならやりかねない」といった予断と偏見に満ちた理由でした。袴田さんは、1日平均12時間にも及ぶ取調べを受けました。暴力も振るわれ、就寝時にはわざと泥酔した人のとなりで眠らされ一睡もできない日々、さらには、トイレに行きたいと要求する袴田さんをトイレに行かせず取調室に便器を持ち込み室内で衝立もない状況で排泄行為を強要するという信じられないことが行われていました。逮捕から20日間ずっと犯行を否認していた袴田さんですが、勾留期限の3日前である同年9月6日に「嘘の自白」をさせられました。同年11月15日から始まった公判では犯行を否認し、以後一貫して無実を訴え続けますが、1968年9月11日に静岡地裁は死刑判決を下しました。1976年に高裁が控訴を、1980年に最高裁が上告をそれぞれ棄却し、死刑が確定しました。その後、2014年3月に静岡地裁が再審開始を決定し、48年にも及ぶ収監から釈放されましたが、今年6月11日、東京高裁は、不当にも再審開始決定を取り消しました。



静岡地裁で再審開始が決定された瞬間

不当極まりない今回の決定に抗議し、一日も早く再審を開始させ、袴田さんの無実を勝ち取らなければなりません。

～有罪証拠の疑問と再審取消不当判決の矛盾～

- 犯行着衣「5点の着衣」(右図参照)
 - 発見されたものと実験の違いは明らか。捏造の指摘も。そもそも袴田さんの「自白」では犯行着衣はパジャマ。
- 犯行着衣のズボン
 - サイズが小さく袴田さんにははけなかった。検察は、漬かっている間に縮んだと主張。しかし、検察は当初の裁判の段階でそもそもはけないことを把握していた。証拠隠し、捏造の批判を受ける。
- 再審開始の根拠 DNA鑑定の否定
 - 一般的に確立した科学的手法でないという詭弁
 - 新たな科学技術の否定。疑問があるなら鑑定人尋問などで十分調べるべき。
- 取調べの違法性を無視？
 - 違法性を認めながら、証拠捏造をあったとは言えないとはぐらかし、犯人性を否定しないという暴論。 ...etc



事件発生から約1年2カ月後の1967年8月、みそタンクの底の麻袋の中から見つかった直後の白色半袖シャツ。血痕には赤みが残る



東京高検の実施した実験で約1年2カ月間みそ漬けされた白色半袖シャツ。全体に茶色に染まり、血痕部分は黒くなっている

～再審取消不当決定に怒りの抗議の街宣行動～

東京高裁の不当な決定にたいし、6月14日、再審取消にたいする抗議の街宣活動がおこなわれました。袴田巖さんの再審を求める会、石川早智子さんなど多くの人々、共闘組織が結集しました。多くの市民も参加し、「報道で再審取消を知り、許せないと思い来ました」と遠方から来られた方もいました。権力と司法の不正義・暴挙によって作り出される冤罪というものが、社会に広まりつつあるのではと、感じる瞬間でもありました。部落解放同盟も全国各地から集まり、都連青年部も参加し、袴田さんの無実を訴えました。参加者は高裁にむけマイクを握り、怒りの声をあげました。午後には、東京高検に申し入れがおこなわれました。「死刑および拘置の執行停止」に不服申し立てをしないこと、証拠を開示することなどを申し入れしました。



1日も早い再審を訴え東京高裁前で街宣行動

違法な捜査や取調べ、その後の結論ありきで進む裁判は、狭山事件とも共通します。

冤罪を許さず、一日も早い再審開始を実現させるため、私たちも多くの人と連帯、声をあげていきましょう。